

兵庫県公報

平成19年 8月31日

第2号外

発行人

兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

企業庁管理規程

○企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程 1

病院局管理規程

○病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程 1

企業庁管理規程

企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成19年 8月31日

兵庫県公営企業管理者 辻 井 博

兵庫県企業庁管理規程第6号

企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成7年兵庫県企業庁管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

附 則

この管理規程は、平成19年9月1日から施行する。

病院局管理規程

病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成19年 8月31日

兵庫県病院事業管理者 黒 田 進

兵庫県病院局管理規程第10号

病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

附 則

この管理規程は、平成19年9月1日から施行する。